

3 令和5年第2回越知町議会定例会 会議録

令和5年6月13日 越知町議会（定例会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開議日 令和5年6月13日（火） 開議第3日

2. 出席議員（10人）

1番 小田 壮一	2番 上岡千世子	3番 箭野 久美	4番 森下 安志	5番 小田 範博
6番 市原 静子	7番 高橋 丈一	8番 武智 龍	9番 岡林 学	10番 山橋 正男

3. 欠席議員（なし）

4. 事務局職員出席者

事務局長 田村 幸三	書記 岩佐 由香
------------	----------

5. 説明のため出席した者

町長 小田 保行	副町長 國貞 誠志	教育長 織田 誠	教育次長 大原 範朗
総務課長 井上 昌治	会計管理者 金堂 博明	住民課長 小松 大幸	環境水道課長 箭野 敬祐
税務課長 金堂 博明	建設課長 岡田 孝司	産業課長 武智 久幸	企画課長 國貞 満
危機管理課長 谷岡 可唯	保健福祉課長 西森 政利		

6. 議事日程

第 1 一般質問

第 2 議案質疑(承認第 2 号～第 5 号、報告第 1 号～3 号、議案第 2 7 号～第 3 4 号)

第 3 討論・採決

承認第 2 号 専決処分(第 1 号)の報告承認について(越知町税条例等の一部改正)

承認第 3 号 専決処分(第 2 号)の報告承認について(越知町国民健康保険税条例の一部改正)

承認第 4 号 専決処分(第 3 号)の報告承認について(令和 4 年度越知町一般会計補正予算)

承認第 5 号 専決処分(第 4 号)の報告承認について(令和 5 年度越知町一般会計補正予算)

議案第 2 7 号 越知町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 2 8 号 越知町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 2 9 号 越知町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 3 0 号 越知町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

議案第 3 1 号 越知町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3 2 号 令和 5 年度越知町一般会計補正予算について

議案第 3 3 号 令和 5 年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について

議案第 3 4 号 令和 5 年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計補正予算について

第 4 発議第 5 号 核兵器廃絶のため、日本政府の積極的役割を求める意見書

第 5 議員派遣

第 6 委員会の閉会中の継続調査

第1 一般質問

開 議 午前 9時00分

議 長（高 橋 丈 一 君）おはようございます。令和5年6月定例会開議3日目の応召御苦労さまです。

本日の出席議員数は10人です。定足数に達しておりますのでこれより会議を開きます。

一 般 質 問

議 長（高 橋 丈 一 君）本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。2番、上岡千世子議員の一般を許します。なお、本人からの申し出のパネルの使用を許可します。2番、上岡千世子議員。

2 番（上岡 千世子 君）皆さん、おはようございます。ただいまの議長のお許しをいただきまして、これから通告に従いまして一般質問を行います。

まず、水源地の渇水対策についてですが、町内周辺集落は、山林の荒廃とともにここ3年ぐらいで急に湧き水や谷の水を引いている水源地の水が減っているという状況を聞きました。また、11月頃から渇水期になることもあって、地域の人が、水がなくなり困っているという話を聞いております。特に桐見川集落では渇水で困ることや、高齢化が進む中、水源地の維持管理も困難になってきていると言います。このことについては、昨日、学議員からもいろいろなことが出されましたが、私のほうからは、また違った観点で質問をしていきますのでお願いします。また、山室集落においても渇水の不安があり、困っているという話を聞きました。

本町では、住民による維持管理ができなくなった場合、町が8割の補助をし、地域の利用者が2割の費用を持つなどして、現在まで水源地の維持管理をしてきているという話です。しかし、水源地に水が全くなくなった場合は、町としても維持管理ができなくなるとのことでした。また、町では桐見川や山室集落に限った離れた集落のことだけではなく、その他の町なかにおいても水の確保は命に関わることでもあり、水源地の補修、取水口の取付け、細菌や微生物を取り除く機械を取り付けるなど、補修補助、各地の水源地事情の把握はしているという話でした。しかし、水がある場合には、水源地の補修や補助金を出し、また、機械類を取り付けることが可能ですが、保水力の衰えた地域では、水そのものの確保ができなくなります。その場合は、新たに川から水道を引く、また、ほかの谷川から水を引くなどのことが必要になってくる

と思います。

それでは、水源地の渇水対策の（１）に入ります。これからますます気候危機による洪水や渇水が繰り返し起こることが考えられます。もちろん、渇水については起こることは考えられますが、また洪水がこの頃とても増えているということで、洪水によって土砂崩れなどにより、谷川がどこにあったか分からないぐらい壊れたりする場合も考えられ、水の道も分からなくなる場合もあります。そういった状況を踏まえた上で、水源地の水確保について何らかの手だてを考えておくことが必要だと思いますが、町としての考えはどうでしょうか。

議長（高橋 丈一 君） 箭野環境水道課長。

環境水道課長（箭野 敬祐 君） おはようございます。上岡議員に御答弁申し上げます。近頃では、線状降水帯の発生による局地的な大雨や異常熱波など、予測の難しい気象がたびたび発生しています。このような中で、地域の水源について大雨による増水が原因で取水堰が土砂などで埋まり、取水が不能となった場合など、基本的には地域の給水施設は地元管理のため、その地域の水道利用者や周囲の人たちで協力し、復旧作業を行っていただいています。ただし、地域の高齢化が進行し、復旧作業が行えない地域に対しては、集落外の者に委託する場合や、地元でも作業を行うが協力をお願いしたいといった場合において、それぞれの水道施設の実情や対応に合わせた支援や補助制度があります。また、渇水時においては、隣接する地域の配水池や別の谷から取水する方法などの手だてを考えています。以上でございます。

議長（高橋 丈一 君） 上岡千世子議員。

２ 番（上岡 千世子 君） 今までは、先ほどの答弁では洪水に対することでしたが、渇水期が、１１月頃になると渇水期になる、１１月頃になると水がなかなか取れない、どうしたらいいかという質問を私が桐見川地区のほうから受けておりますが、渇水時の場合はどのようになるのでしょうか。

議長（高橋 丈一 君） 箭野環境水道課長。

環境水道課長（箭野 敬祐 君） 上岡議員に御答弁申し上げます。渇水時におきましては、隣接する地域の配水池や別の谷から取水する方法などの手だてを考えているということです。以上でございます。

議長（高橋 丈一 君） 上岡千世子議員。

２ 番（上岡 千世子 君） 洪水においても渇水においても、前もってここから水を引くとか、あるいはもう全然なくなった場合は分かりませんが、水は少しでもある場合はほかの谷から引ければ、そういう保証があれば、すごくいいと思います。また、水道を引くなどのことも、土地

がそれに隣接しているような立地条件のよいところではいいかもしれませんが、そういうことができないような集落において、どのような対策があるかということです。どのような考えでしょうか、ということをお聞きします。（「小休かまいませんか」の声あり）

議長（高橋丈一君）小休します。

休憩 午前 9時09分

再開 午前 9時11分

議長（高橋丈一君）再開します。2番、上岡千世子議員。

2番（上岡千世子君）先ほどの続きを言いますと、水が全然なくなった場合、万一、いろいろな手だてをもってしても水源地の水がなくなり、保水力が回復するまでに至らず、地域の人が居住地を出ていかざるを得なくなった場合、その人たちに対し何らかの補助を行うなどの対策を検討するのはどうでしょうか。

議長（高橋丈一君）小田町長。

町長（小田保行君）おはようございます。私のほうから上岡議員に御答弁申し上げます。御質問、水が全くなくなった、万が一という御質問がありますが、万一、仮に、もし、という御質問に対して、責任あるお答えはしかねかねます。環境水道課長申しあげましたように、出ていかざるを得なくなる、そうなる前に隣接する地域の配水池や別の谷から取水するなどの手だてを講じることで、地域の住民の皆さんが安心して生活できるように対応していくというのが、私たちの仕事だと思っています。ですので、この場で、もし、仮にした話について、お答えはしかねかねます。

その場、その場、地域、地域によって、状況が違うわけです。地域のほうから、現状こうなっておるといようなことをよくいただきます。それについてきちんと向き合って、対応していくというのが行政の仕事だと私は思っていますので、なかなか、もしということは、御答弁なかなかできない、御理解いただきたいと思えます。

議長（高橋丈一君）2番、上岡千世子議員。

2番（上岡千世子君）もし、万が一ということについては、よくあちこちの国会でも、それから地方議会でも、それにお答えすることはできないと

いうことは私もよく承知していましたが、あまりにもこの気候危機による変動で、いろんところが山火事になったり、もう日本でもそうすけれども、大水になったりしているという、そういうことがあまりにも多くありますので、こんなふうな質問を出したんですけれども、今の町長さんのお答えの中で、もし、万一の前に、必ずその別の方法を探り出して、水源地に水があるような形を取りたいという前向きの姿勢ですので、本当にありがたくお受けします。ありがとうございました。

次に、2番目の教育問題について質問を行いたいと思います。この質問は、新聞やニュース、報道番組、前衛5月号特集、教員の過重労働の解決と給特法、藤森毅さんの論文からの抜粋と、本町教育委員会、本町小学校、中学校の校長先生からの聞き取り、全国教職員組合郡支部からのお話などを含んだ質問となっております。

では、教育問題について質問に入りたいと思います。県内で教職員が足りないという情報は、新聞やニュースなどで報道されています。本町でも、教員募集のチラシが入ったり、若い人とどまらず退職教職員に対しても、学校で働いてほしいとの電話があつたりしたように聞いております。年々児童や生徒数が減っているにもかかわらず、教員数が足りていないというのは、定数的にも足りないということになり、教員志望者が少ないという現実、そういうことにもつながってくると思います。その原因については、教員を志望して採用されても、仕事量が多過ぎてついていけない、家庭生活が成り立たないなどで離職する人もいるということを知ります。本県では、高知県は採用の採用試験が早いという日程もあって、他県の人が高知の教員採用試験を受け、そうすると、通って、この高知県でやっていた。けれども、今度その何日かして自分のところの採用試験に受かってしまった。1年ぐらいは高知で頑張ってみよう、けれども、それから後はやっぱりふるさとに帰りたい、自分のところでやりたいということもあって、それが何件かあって、他県へ帰ってしまったというようなこともあるようです。

それから、文部省は、今の時代には、今までなかったような教育課題、いろんなことが入ってきますが、それが必要だということで、授業時数が増えました。それに研修も多くなり、多くの書類の作成にも時間がかかることなど、長時間労働につながるものが挙げられております。また、教員の業務量という点では、貧困と格差の中で、困難を抱える家庭や子どもの増加、不登校や障害を持つ子どもの増加など、以前とは変わってきていることを考えると、以前より相当多くの業務が必要になってきているのではないかと思います。多くの仕事により、教員は毎日在必死で過ごしているというのは、今の現状のようです。教員の長時間労働の実態は深刻化してきており、時間外勤務は月平均96時間10分で、過労死ラインの80時間を超えているとも言われています。

今からこのパネルを見せながら説明をしますので、よろしく願いいたします。

全日本教職員組合の調査で、昨年10月、全国の小学校、中学校、高校、特別支援学校、幼稚園などの教職員を対象としたものによると、2,524人中2,106人が回答をしたそうです。校種別での時間外勤務は中学校が最も多く、月平均で113時間44分、高校が95時間32分、小学校が93時間48分となっています。減してほしい業務で多いのが報告書の作成で、9割を占めているそうです。その中で、町内では小学校、中学校しかないので、ここを削って、小学校では減らしてほしい業務、報告書の作成というのは72.3%、中学校では69.3%というものです。逆にもっと時間をかけたいということでは、授業の学習指導とその準備、学習指導以外での子どもへの指導、自主的な研修となっています。もっと時間をかけたいという事案については、教育の根幹に関わる重要なことではないかと思います。

2016年、我が国では3回目となる全国教職員勤務実態調査によると、教員の平日は平均して毎日12時間近くの労働、休憩時間は数分、土日の勤務も普通にあるようです。例えば、これ例えばです、この12時間に当てはめて。朝5時に起き、6時に家を出、7時に学校に着く、夜7時まで働き、夜8時に家に着き、翌朝5時に起きる。仕事は終わらず、土曜日にも出勤する、それが平均した働き方となります。精神疾患による直近の数値は、2021年度で5,897人で、過去最高だそうです。30年前は1,240人だったそうです。2023年1月17日付の報道によると、教員不足について政府は、教員の数が見込みより増加した、臨時的任用教員が不足している、教員志望者の減少や大量採用世代が退職期間を迎えたことなどを挙げています。そこで、講師登録者数の増員や大学との連携、教員免許の取得しやすさの向上、教員免許更新制の廃止など、教員が働きやすい環境に取り組んでいるとのこと。また文科省は昨年、教職員の勤務実態調査を実施し、今年春に速報値を公表する、その結果を踏まえて、1971年以来の教職員の給与に関する特別措置法、給特法では、教員の働き方は特殊で管理が困難であるため、休日勤務手当や時間外勤務手当は支給しない代わりに、月額4%を教職員調整額として支払うというようにしていたようですが、1971年以来の給特法の見直しを検討しているとも言います。5月10日のニュースでは、月額4%の調整額を10%にしてはという自民党からの提議もあります。今まで話したことはほとんど全国的なことですが、本町でも例外ではなく、教員の多忙化や長時間労働については、学校のほうでも大変困っているということのようです。教員不足も同じです。たとえ給特法は改善されたとしても仕事量が変わらなければ、長時間労働は続きますから、教員不足解消とはならないと思います。町内の学校からも、長時間労働については、きついということを聞きました。教員不足は、本町でも問題であると思います。小学校では、各学級に支援員を配置しており、中学校でも2クラスに支援が入っているということで、校長先生がよくしてくれているということをおっしゃっていましたが、長時間労働解決とまではいかず、あふれんばかりの仕事量で、忙しいということです。

それで、2番の教育問題に。

議長（高橋丈一君）ちょっと待ってください。小休します。

休憩 午前 9時26分

再開 午前 9時26分

議長（高橋丈一君）再開します。2番、上岡千世子議員。

2番（上岡千世子君）それでは、教育問題についての1番へいきます。教育職員の長時間労働については、子どもの教育に支障がないように授業研究や子ども指導にもっと時間が取れるようにしてほしい。長時間労働を減らす方法としてのシステムをつくるなど工夫はあるかと思いますが、町としては教育職員の長時間労働をどのように考えておられるでしょうか。

議長（高橋丈一君）大原教育次長。

教育次長（大原範朗君）おはようございます。上岡議員に御答弁を申し上げます。私のほうからは、越知小中学校の教職員の長時間労働を減らす現状の取り組みについて御答弁させていただきます。教育委員会としても、教職員の長時間労働は課題だと考えており、教員本来の業務に向き合えられるように、そして、長時間労働を減らすための支援員を小中学校に採用しています。内訳は、特別支援教育支援員を小学校6名、中学校2名、学習支援員を小学校2名、中学校2名、学校図書館支援員を小学校1名、中学校1名、教員業務支援員を小学校1名、中学校1名、ICT支援員を小中兼務で1名の計17名小中学校に配置しています。そのほかにも、スクールソーシャルワーカーや町保健師による家庭支援もあり、保護者や児童生徒への適切な支援による問題行動等の未然防止の効果もあり、児童生徒指導対応のための時間も削減されています。

そして、学校での職員の長時間労働削減の取り組みをしております。小学校では昨年度2学期から、短縮校時を導入したことで、学期末成績処理など各担当業務の負担軽減を行っています。授業研究については、研究授業の回数を減らしたり、学習指導案の種類を多様化させたりしています。また、ICTを活用することで、教員が集合しなくてもチャット機能を活用した連絡が取り合えるようにしたり、週の予定を大型テレビに掲示し、全教職員に配付した各自のiPadで確認できるようにしたりして、会議の縮減につなげています。中学校では、職員会等の資料の電子データ配付や、部活動大会等への参加の際のスクールバスへの教員の同乗の免除、これは保護者の同乗で対応は徹底しており

ます。あと、ロイノートを活用した連絡のやり取りや提出物の管理などで、教員の労働時間削減に取り組んでいます。ICTの活用としては、令和2年度から校務支援システムを県教育委員会が導入して、学校間や教員間で効率的に共同作業、情報共有を行えるようにしたり、今年度7月から学校と家庭をつなぐ連絡システム、すぐーるを導入予定で、学校と家庭の連絡手段のデジタル化により双方の負担軽減を行えるようにしたりするなど、ICTを活用して教員の負担軽減にも取り組んでいます。

その結果、令和4年度の小中学校教職員の時間外勤務1人当たりの平均は、令和3年度より小学校マイナス14.3%、中学校マイナス3.6%とともに減少しています。このように、教育委員会、学校ともに教員の長時間勤務の削減に取り組んでおり、今後も中学校部活動地域移行など、教員の勤務時間削減に取り組んでいきます。以上です。

議長（高橋丈一君）織田教育長。

教育長（織田誠君）すみません、ちょっと小休願います。

議長（高橋丈一君）小休します。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時32分

議長（高橋丈一君）再開します。織田教育長。

教育長（織田誠君）おはようございます。上岡議員に御答弁申し上げます。先ほど次長からの答弁にもありました、支援員の配置、それからICTの活用、学校の校務改革等の努力を行っても、なお教員本来の業務での長時間勤務は存在しております。まず、日々の授業のこと、そして給食や掃除の指導、それから放課後学習、それぞれ日々の授業準備、その評価、そういったことのほかに、欠席等の児童生徒への家庭連絡や家庭訪問、学級活動や各種学校行事等の準備や指導、様々な状況で支援を要する児童生徒、学習のことや生活のこと、それから家庭環境のこと、それから友人関係のことなどそういった児童生徒への対応、そしてその家庭への連絡及び、そしてその事案による校内支援会というものへの準備とかその開催、児童生徒への問題行動への対応、そうした問題行動が起こった場合、児童生徒から話を聞き、記録をし、家庭へ連絡、そして指導が必要ななら指導も行いというようなこと、そして、生徒会活動への援助と指導、それから各種応募作品等のチェックや指導、

そして、先ほどもありましたけれども、国や県からの調査及び各種アンケート調査等については、国・県等も減らそうと努力は見えるものの、学校現場はまだ多いと感じております。それと、いろんな民間のところからのアンケート、大学からとかなどアンケート調査、それから教材等いろいろな民間からのアンケートもかなり多いです。

中学校独自の業務としましては、部活動関連業務があります。練習の企画、それから練習の指導、大会の参加の準備と事務もあります。それから試合の引率、それから保護者への連絡、けがやトラブルへの対応など、それから進路指導に係る対応、高校説明会、それから進路面談、体験入学、入学願書等の作成の指導、そして成績会議等を行い生徒への面接指導等などなどあります。このように子どもたちのためにと思いを込めて、教員の皆さまは日々業務をしてくださっております。

先ほど時間外勤務のデータがありましたけれども、令和4年度の越知小学校の時間外の1人の人の平均は40.2時間です。中学校は56.9時間です。それと、1つちょっと紹介させていただきたいのは、これ、5月19日の高知新聞で、G7の教育相会合、共通課題というのに対して教員不足、負担の軽減をということで載っておりました記事ですけれども、今、教員になろうとしている方等のちょっと思いがありますので、ちょっと紹介させていただきます。教育実習を受けた後の学生たちの言葉等ですけれども、教育実習が学生たちに与える影響で、学校現場を経験した結果、想像した以上に教職にやりがいを感じ、他の仕事に思うことを決めていたのに、心が揺らぐ学生がおりますと。半面、教員1人で約30人の子どもに最後まで寄り添えるのかとの疑問を抱いたり、早朝から深夜まで授業の準備に追われる日々に、これを1年続けたら絶対もたないと恐怖にも似た不安を抱いたりしている。教職の魅力は十分に理解した上で、生活の全てをささげなければ続けられない仕事だと判断し、教職を諦めていく過程があるということで、この学生たちの話は今の教職員を目指す方、教職員を諦める方、そういったことをちょっと表しているものかと思えます。今の人材不足は、教職員だけの分野ではございません。いろんな業種において人手不足は起こっております。そして、そのところは、いろんなところで競争で新しいそうした人材、学生たち、社会人も含めてそういったところの取り合いみたいなことになっているところもあると思えます。

教員不足は、当然高知県、越知町だけの定員不足でもございません。現状、越知町で教員が不足を、今定数を割っているという状態はございません。国のほうも、永岡文部科学大臣は、教員不足の解消及び質の高い人材確保のため、抜本的に教職の魅力を上向きさせることを目的に、この5月22日に中央教育審議会に、令和の日本型学校教育を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について諮問しております。この諮問は、3点の審議を求めています。教師の勤務制度を含めたさらなる学校における働き方改革の在り方、教師の処遇

改善の在り方、先ほどおっしゃられました給特法のこととか時間外勤務手当のこととかも入っております。そして学校の指導、運営体制の充実の在り方、この3つです。こうした国の動きも踏まえて、私たちとして、町の教育委員会として、学校としてできることに今取り組み、この諮問等の答申を踏まえた今後の文部科学省の動向も注視しながら、教職員の長時間勤務の改善には努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）上岡千世子議員。

2番（上岡千世子君）ただいまの答弁で、越知小学校は長時間労働は大分よくなって、70何%が全国的やけれども、72時間とか90何時間じゃなくて、40.2時間が小学校、中学校が56.9時間というふうに改善されてきているということのお話を聞きましたし、それから、中学校、小学校ともに支援員をかなり17名ですか、構えてやっているし、家庭と学校との連携、また、各学校との共有、いろんな面で工夫をされているということは分かりました。そういうことで、それでもなお教職員の長時間労働というものは、まだ解決には至らないけれども、努力をして、やっておるということが分かりましたので、これから先もなお一層努力をして、子どもたちの学習環境といいますか、それが少しでもよくなるようなことになっていけばと思っております。どうもこの教育問題の1番、ありがとうございました。

次に、2番に入ります、(2)です。県内では1学期から研修があり、新採教員にとっては目まぐるしく変わる忙しさの中、児童生徒と関わり合う十分な時間が取れず困っています。1学期の研修を先に延ばしてほしいということが以前校長会で出されたそうですが、今も事態は変わっていないということを私は聞きました。研修は、子どもたちが学校にいない夏休みとか冬休みに充てることはできないだろうか、本町としてはこのことをどう考えておいででしょうか。

議長（高橋丈一君）大原教育次長。

教育次長（大原範朗君）上岡議員にお答えします。近年、新規採用教員については、臨時講師の経験のない教員が増え、1から教えていかなければならない教員もいます。そのため、初任者研修は非常に大事なものになります。教員の研修については御存じのとおり、県教育委員会が主体的に行うため、越知町だけで時期をどうするかという議論はできません。初任者研修については、教育公務員特例法第23条の規定に基づく法定研修であり、採用となった年の4月からの1年間の研修を実施することが定められています。その内容は、初任者のその時期に応じた内容がプログラムされており、初任者にとっては必要不可欠な研修であります。研修については、県教育センターが年間計画を作成し、児童生徒理解に基づいた学級経営力や学習指導力を育成するとともに、セルフマネジメント力の向上を図るプログラムとなっています。この研修で、

初任者の悩みや指導スキルを学んでくることは、本人にとっても学校にとっても大変メリットがあり、また、同期の教員たちと会うことでリフレッシュしたり、情報交換をしたりすることのできる場にもなっております。また、県は、初任者から7年経験者研修までの研修を一体化し、切れ目のない研修を組むことで、学校現場での実践を経験しながら指導力等を身につけられるよう、若年教員育成プログラムとして位置づけており、このプログラムの実施に、12年前には25日以上あった初任者研修を現在は13日とするなど、県教委でも工夫を行っています。初任者研修は、業務に関する知識や技能を学び習得する機会として必要であり、目先の負担感にとらわれず、中長期的な視点で負担軽減につながるものであることを踏まえ、できるだけ早い時期に実施するべきものだと考えております。

次に、研修を夏休み、冬休みに充てることについては、教員はできるだけ休業期間に休暇を取得することが推奨されており、県教委でも数年前から研修を大きく絞り込んで減少させて、休暇を取りやすい環境づくりに努めてきた経緯があり、現在の取り組みに逆行することになります。また、中学校では、夏休みは部活動の練習や大会、夏季加力補習、体育祭に向けた準備や練習など生徒の活動も多いため、夏休みとなっても業務が多くあるのが現状です。小学校、中学校の校内研修も、夏休みや冬休みは研修をする時期と教員の休みをしっかりと確保する時期とに分けて、長期休業時期を工夫していますので、今は議員が言われた研修の時期を夏休み等に充てることは考えておりません。以上です。

議長（高橋丈一君）上岡千世子議員。

2番（上岡千世子君）初任者研修ということは非常に大事であると。年間計画や学級経営など初任者がどういうふうにあるべきかということをお聞きして、その上で、冬休み、夏休み等については、やっぱり教職員も研修は必要だから、あんまりそれを官制研修で縛ることなくということ、近頃はちょっと減っていると、前25日あったのが13日に減しているというようなことをお聞きしまして、ああ、大分ちょっと違っているなど、ちょっとずつ向上しているのかなということを知ったわけですが、なお、長期の労働時間については、これからは皆さんでできるだけ、町独自のこともたくさんやっただきとお願いしたいと思っております。

では、続いて農業行政のことにいきたいと思っております。国の食料自給率は38%と低くなって、危機的な状況にあります。フランスでは自給率が90%台になると、国が下支えするような政策が取られていると言います。もちろん先進国で日本ほど食料自給率の少ない国はないと思っております。少しでも自給率が上がることが望ましいと言えます。越知町でも、農家が増えるといいなということをお聞きしながら書いたことですが、こんなふうな状況で地震などの災害が起こると、今や狭い地域だけでなく、食料が大変なことになりやしないかというようなことも思っ

おります。県の農業はごく一部を除いては疲弊が激しくなり、農業人口は減少しております。このことは、地域の過疎化にもつながっております。本町も例外ではありません。農業人口が少しでも増えるような施策が大事であると思います。

それでは、3番の農業行政の質問に入ります。UターンとかIターンなどの就農も踏まえた上で、今ある農業を守っていくためにどのような計画を考えているのでしょうか。

議長（高橋丈一君）武智産業課長。

産業課長（武智久幸君）おはようございます。上岡議員にお答えいたします。Uターン、Iターンなどの就農も踏まえた上で、今ある農業をどう守っていくかということですが、今の農業を守っていくためには、その基盤となります農地と農家を守っていく必要があります。農地を守る手だてとしましては、ほ場整備の推進があります。小規模なほ場整備につきましては、町独自の補助金支援も行っており、成果として農業の生産性の向上が図られております。今後、ますます遊休農地や耕作放棄地の増加が懸念される中、ほ場整備につきましては、農地を守るために重要な施策の一つであると認識しておりますので、今後調査研究を進めるとともに、並行して耕作者や地権者の方々と話合いの場を設けていきたいと考えております。また農地の維持管理を行っていくために、中山間直接支払制度と多面的機能支払交付金を有効に活用していただいて、地域の農地は地域で守る取り組みを継続していただきたいと考えます。農家を守る手だてとしましては、農業情勢や自然環境などの変化とともに、農業者の高齢化や担い手不足が進む中、将来にわたり農家を守っていくためには親元就農のみならず、他産業従事者やUターン、Iターンなど地域が必要とする多様な人材を幅広く確保、育成する必要があると考えます。新規就農者や担い手等に対しましては、県、JAなど関係機関とより一層連携しまして、支援対策の強化、拡充に努めるとともに、親身になってサポートしてまいりたいと思います。また、Uターン、Iターンなどによる新規就農確保につきましては、東京、また大阪などでの移住者相談会や、れんけいこうちでの合同就農相談会において、本町での就農PRを継続して行っていきたいと考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）上岡千世子議員。

2番（上岡千世子君）ただいまの答弁では、新規就農者に対して、前のことになりますけれども、議会で新規就農者に対して大阪とか東京とかへ行って越知町をPRするんだけど、このような耕地面積の少ないところ、あるいはなかなかここへ来てもらっても、就農をちょっとできるかどうか分からないような状況の中では、きちんとしたPRはできないんだというようなことも言っておられたかと思いますが、その新規就農の農業をするに当たって、大阪とか東京へ出ていかれて、これからはどのようにPRをし、越知町の農業の魅力をどのように伝えていく

か、ちょっとお伺いしたいなと思います。

議長（高橋丈一君）武智産業課長。

産業課長（武智久幸君）上岡議員にお答えいたします。まず、Uターン、Iターンでの就農実績でございますけれども、移住相談会だけではないんですけれども、そういったものも含めまして、就農等のPRを行ってきました。これまでに4人が農業ミッションで地域おこし協力隊として越知町のほうに来ていただいております、そのうち2名は町内で就農し、1名は現在継続中ということです。

新規就農者にどのようなPRをしていくかということですが、越知町で今就農が盛んなサンショウとかショウガ、主に露地野菜と、そういったものを越知町は作っておるということと、自然も豊かであるということ、そして、越知町に来て就農ができる支援策、例えばじゃないですけど、今あるやつで言いますと、若い方、50歳未満の方であれば、もちろんこれは条件がなかなか厳しいところもありますけれども、年間150万円の支援、経営型を開始をするという方には年間150万円の支援を最長3年間するような事業、また、ふるさと就農給付金としまして、IターンやUターンの方などで国のそういった事業にちょっと当てはまらない方、そういった方にも年間最高75万円を2年間給付しまして、就農を進めるような事業がありますというようなPRをしております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）上岡千世子議員。

2番（上岡千世子君）この先ほど言われた年間150万円、あるいはまた170万円、もう一つ3つぐらいあったと思うんですけど、まち・ひと・しごとの関係の中にも入ってきたことですね。それはそれとして分かります。支援策は分かりますが、やっぱりちょっとなかなか放棄地がとてつもなく広がっていて、田んぼなども草ぼうぼう、そういうところも先ほど言われたように目をつけて、何とか人が就農できるようなそういう環境づくりもしていくような発言があったと思いますが、そこら辺も気をつけてもうちょっとやっていたら、ああ、ここの、特に私は本村集落に住んでいるんですけど、そこがものすごいんですよ。私の家からちょっと車で行ったら、もうびっしり草だらけで、もうとてつもなく木だらけで、とてつもなく入れるようなものではない放棄地がたくさんある。聞いてみると、もうようせんというようなところばかりです。私の集落はちょっと北のほうの清水部落のほうに近く、薬師堂方面に行きますと、そこも同じような状況で、昔は田んぼがあり畑があったけれども、もうそこも何やら分からんような状況になって、道も分からなくなっている状況なので、そこらを所有主との関係、多分もうやってや、というようになるかもしれませんけれども、手をつけていただいたら、もっと開けてくる、何か展望が見えるというような感じがしております。よろしく願いいたします。

その次に、マイナンバーカードのことです。マイナンバーカードの運用の問題点ということについて質問します。各新聞報道やニュースによると、マイナンバーカードをめぐるコンビニでの住民票の誤った交付とか、マイナ保険証の情報登録の誤り、公金受け取り口座とのひもづけでも誤った登録が判明するなど、個人情報流出につながるトラブルが続出しています。誤った登録の事例は全国健康保険協会を中心に7,300件余りあるとされますが、これは氷山の一角で、どれだけあるか分からないと報じています。また、政府は健康保険証の廃止と2万円のポイント付与ということで、マイナンバーカードの普及と用途拡大を推進してきました。その結果、自治体や健康保険組合など現場の対応が追いつかなくなったことが、トラブルの原因ではないかと指摘されております。

高知新聞に5月27日、28日に実施した全国電話世論調査によると、トラブルが相次ぐマイナンバーカードの拡張拡大に不安を感じているという回答は大いに、ある程度を合わせて70%台に上ったそうです。活用拡大にあまり不安を感じないというのが28.8%だったようです。相次ぐトラブルについて松野官房長官は5月24日の会見で、個人情報保護に関する国民の信頼を損なう重大な事案である。自治体が管理運営するシステムの誤りや人為的なミスが原因であると言っています。鳥取県知事の平井氏は、同日の会見で、いろんな事情を言われているけれども、それは正直理由にはなりません。もっと緊張感のある改革を根本から考えてほしいなどと政府に苦言を呈しております。保険証が廃止され、施設入居者のマイナ保険証申請は誰がするのか、訪問在宅医療、高齢独居の人の申請、管理などにもまだ未解決のままのようです。マイナンバーカードで行政手続やお知らせの確認がオンラインでできるのをマイナポータルと言いますが、そのマイナポータルを他人の年金記録が閲覧できるような状態であるとも言います。いろんな問題を含んでいるのが、マイナンバーカードです。便利の裏にはそういうものがあるということで、マイナンバーカードの運用の問題点について質問をします。

個人情報の流出や誤ってひもづけされた医療情報も出ていますが、このような状況で治療や投薬が行われると、命に関わる問題ともなります。マイナンバーカードのトラブルについて、町はどのように考えて対応をしているのでしょうか。

議長（高橋丈一君）小松住民課長。

住民課長（小松大幸君）上岡議員に御答弁申し上げます。マイナンバー制度は、国民にとって利便性の高い公平公正な社会を実現するための社会基盤です。町としましては、町民の皆さまの不利益となるような問題はあってはならないと考えております。対応としましては、誤った登録とならないために、役場にてマイナンバー交付申請やマイナンバーカードを交付する際の保険証や公金受け取り口座へのインターネットを通じた登録などをする場合にも、これは本人が自身で登録をしなければなりません、これにつきましては、町職員が付き添って支援を行ってお

ります。また、1人ずつ登録が完了するたびに通信の利用終了を行い、ほかの人の登録に重なってしまうという誤りのない対応を行っております。今後も誤りがないよう、確実なマイナンバーカード申請、交付の支援に努め、また、住民の皆さまの声や国・県等の情報に注視し、速やかな対応によるトラブルの未然防止に努めなければならないと考えております。そして、マイナンバー制度への御理解とカードの普及を推進し、住民の皆さまの利便性の向上、行政の効率化、公平公正な社会の実現に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）上岡千世子議員。

2番（上岡千世子君）今の答弁で、利便性ということが言われ、すごく便利である、どんなことにも使え、そういう点でその法整備というものがきちんとできていないということをいろいろなニュースで知るわけですが、その法整備ができていない中、こういう自治体できちんとしたことをするのは大変難しいんじゃないかなと思うんですけども、マイナンバーカードのあれは本会議で採決されたものですので、なるべく町民が不都合のないようにということを最後に申し上げて、本当に町の皆さん方にお世話になって、何かを言うてきたら丁寧に答えて、皆さんの不具合をちゃんと見てあげる。これから先も責任を持って皆さんの不具合、不適切な対応に対しては、こういうことを行いますから心配は要りませんよと、そこまでのことをしてやっていただきたいと思います。以上をもちまして、私の質問を終わりたいと思います。（拍手）

議長（高橋丈一君）以上で、上岡千世子議員の一般質問を終わります。

お諮りします。これより10時20分まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。それでは、10時20分まで休憩します。

休 憩 午前10時08分

再 開 午前10時20分

議長（高橋丈一君）再開します。続いて、6番、市原静子議員の一般質問を許します。6番、市原静子議員。

6番（市原静子君）議長からのお許しが出ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、質問事項はデジタル推進委員です。質問の通告でございますが、高齢者や障害者などデジタルに不慣れな人に対し、スマートフォンの使い方やオンラインでの行政手続などを丁寧に教えてくれるデジタル推進委員の配置拡充を、政府は2027年度までに5万人に倍増す

る方針を示している、本町の認識と対応は、でございます。まさに私たちの年齢は、デジタル化が進めば進むほど苦手についていけないところがございますが、前向きに少しずつついていかななくてはならないと思うところでございます。その中で、広報の「よそもん通信」というのがございまして、発信しておりました。これを読ませていただきました。昨日にも小田議員がお話もされましたんですけれども、横島集落活動センターの喫茶にて地域おこし協力隊の隊員のお二人と言いましたね、スマートフォンサポート会を開催をしております。このように進めた協力隊の方の言葉でございますが、載っておりました。私たちが皆さんに喜んでいただくことができ、大変幸せな時間でした。そして、もう一度やってほしいとお声が届きましたので、5月以降も定期的実施していくことを考えておりますと、とても前向きで、本当に身近なところでこういった教えてくださる方がいたということで、本当に歓迎しますし、とてもうれしい思いをいたしました。結果的には5月にも開催されて、昨日の課長の話では2回ということでありましたので、もう開催されているんですね。本当にうれしかったです。やはりこういった形で、またほかのところでもしていただけるということの内容でしたので、大変に喜ばしいと思っております。

また、一方で役所での来庁するその窓口ですね、そういった窓口で申請書などを記入することなくて、職員の聞き取りやマイナンバーカードの活用などによって、簡単に行政手続きができる、書かない窓口というのを導入を、デジタル大臣はメリットは非常に大きいと、全国で推進の意向を示されております。次から次に、いろんな形で私たちの手続きが簡単にできるようになっているんだなということで驚いておるところでございますけれども。この書かない窓口を実際に近隣の、近隣といいますか、愛媛県で、それこそ二、三日前の新聞に載っておりまして、大洲市ですけれども、住民票の写しや各種税金の証明書など円滑に取得できるように、申請書類を記入せずに手続きが使える書かない窓口を市役所本庁舎や各支所など計7カ所に導入をしたというニュースが載っておりまして、まあすごいことだなと思っておりました。よくよく読んでみましたら、書かない窓口の利用手順は、1が必要な手続きをタッチパネルで選択できる、タッチパネルでありましたら選択しやすいかと、マイナンバーカードを読み取らせ、数字4桁の暗証番号で本人の確認、印刷された受付番号を取得し、受付番号を呼ばれたら窓口で証明書などの受け取りと手数料の支払いという流れになっておりますということを書いてありました。本当に身近な場所で、こういった形で進んでおるんだなということを実感いたしました。そういうことを感じ取りましたところでは、ますますデジタル推進委員という必要性が問われてくるわけです。本町でデジタル推進委員ということに対して、認識等の対応をお聞きいたします。

議長（高橋丈一君）井上総務課長。

総務課長（井上昌治君）市原議員に御答弁申し上げます。まず、議員のおっしゃられましたデジタル推進委員の制度について少し説明をさせていた

だきたいと思います。デジタル推進委員につきましては、デジタル庁、国のほうが行う取り組みとなっております。誰一人が取り残されない、人にやさしいデジタル社会の実現に向けてということで、デジタル機器、サービスに不慣れな方々を支援する取り組みに携わる意欲がある方について、応募に基づいてデジタル大臣が任命して、デジタル推進委員という肩書を与えるというものでございます。応募の対象者としてしましは、国が実施する事業に従事をする方、例えば総務省が携帯電話会社を中心として民間企業などと連携しているというようなものと、もしくは地域コミュニティの活性化を図る取り組みを行う団体ということで、要綱の中で本町に該当するものを見てみますと、例えば商工会のような団体になります。このデジタル推進委員はボランティアという形になっており、任期は1年ということになっております。先ほど議員のほうからありました、昨日の小田議員にも御答弁申し上げました協力隊の活動でございますが、この活動については、このデジタル推進委員ではなく、昨日も少しお話をさせていただきましたが、県が行っている事業、スマートフォン活用サポーター養成講座という講座を受けまして、この講座を受けた方がサポーターという肩書を得て、活動をしている。スマートフォンの使い方であるとかいうところを教えているという活動になってまいります。議員が先ほど、愛媛県大洲市の書かないワンストップ窓口の例も出していただきましたが、まだ越知町のほうでは、なかなかここまで至っていないところではございますが、まず、昨日の小田議員にも御答弁させていただいたように、スマートフォンの活用という部分について、高齢の方でも使っていただいて、このデジタルというところの恩恵を受けていただくということのために、まずはこの県の実施しているスマートフォン活用サポーター養成事業というところを利用して、受講者の方を増やして行って、また、この方たちが不慣れな方へサポートできるような活動につなげてまいりたいと思っております。デジタル推進委員というところに関して、少し制度は違いますが、県のほうは、このデジタル推進委員というところで、フォローできないところを県の事業としてサポーターを育成するという形で行っておりますので、県とも連携して、今後も取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）市原静子議員。

6番（市原静子君）ありがとうございました。私は、そのままそっくり自治体のほうに下りてくるものだと、自分の個人の判断でございましたけれども、まだまだほど遠い感じでございます。今お話の説明を受けましたところ、やはり県に沿ったスマホなどのサポーターをしてくださる養成講座ですか、そういった形をやっぱり進めていくことが私はいいかないと、正しいかなと思っております。やはりこういった大きな推進の、推進というか推進委員ですね、デジタル推進委員という名前がすごく格好いいので、やはり分からない方、隅々まで皆さんの手取り足取り教えていただくものなんじゃないかなというのが一定あったんですね。だから、自治体の中でもそういった形を置いて、進んでいくものか

と思っておりましたが、私は説明を聞きまして、ようやくはっきりとつかむことができました。本当に、昨日その横畠のお話を聞きまして、今日もまた私も話をしたんですけれども、本当に細かく身近で、そういった形を越知町ではもう既に進めております。だから、これを越知町の中で広めていって、一人でも多くのスマホの苦手な方は、これからも本当ますますスマホの時代でございますので、上手に進めていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に進みます。次の質問の通告でございます。ひきこもり支援でございます。内閣府の3月末の調査結果では、15歳から64歳でひきこもり状態にある人が、全国で146万人に上る。本人や家族は、苦しい胸の内を明かせない人が多い。近年、80代の親が50代のひきこもりの子どもを支える8050問題が深刻化している。ひきこもり期間が長期化し高齢化が進めば、親の負担も重くなり生活も困窮する。町の支援と今後の対応はでございます。ちょうど2019年6月、ちょうど4年前でございました。同じような質問をさせていただきました。そのとき、本当に私は思っている以上の答弁をいただいたのを記憶しております。やはり年齢が高くなればなるほど相談もしにくくなり、したくない、地域の人たちにも知られたくないというような状況をお聞きしたときに、ああ、そうだったんだと。自分がそのときの質問は把握できているのかな、越知町のひきこもりの方たちの把握できているのかなというのが疑問でございました。よくよくその質問をし、そして答えていただいた課長でございましたか、本当にしっかりと根づいて、仕事をされているんだなということも分かりました。はっきりと把握はしていますかということに対して、把握はしていないと。だけれども、高齢の親御さんから家にこもっている働き盛りにもかかわらず働かないなどの相談は、年間数件あるということに対して、きちんと対応していただいております。そして、生活困窮者支援制度の利用や生活保護の申請、支援など就労につないだ例もあるということで、すごくうれしかったです。その都度、関係機関と連携を取り、支援を行っているというお答えをいただいたわけです。そして、そのときに支援をしていただけるために、相談窓口の設置はどうですかという質問に対しても、相談しやすい窓口体制にし、また、課内での対応技術の向上も図っていきたいという形で答えをいただきました。

やはりその中で内閣府によると、その当時ですね、4年前ですけれども、53.2%が相談しない、そして、したくないと回答しており、町内の家族も隠しておきたいという声が多いですということもお聞きをいたしました。これを聞いただけでも、いかに困窮しているにもかかわらずして、その現場の方に直接会って、お話がしにくいものであるということも私もそのとき初めて知ったわけでございます。

今回4年後に、また、国が、これもまた新聞に載っておりましたんですけれども、支援での手引です。その手引は、厚生労働者がひきこもり状態の人や家族を支援するため、初めてマニュアルを作成する方針であるというようなこと。これは、マニュアルを作成する方針、今年度

中に骨子をまとめるという、これ、私読んだときに遅いって思いました。遅いし、何か自分自身では落胆と言った言葉を、大げさなんですけれども、越知町ではもう本当一人でも二人でもそういった形で取り上げて、その人のために全力を注いでいる、もっともっと早く国がこういった策定するのであれば、もっともっと早く策定するべきでないだろうかという思いがありまして、また今回の質問にさせていただいたわけです。やはり国もいよいよ腰を上げて、そういったマニュアルを出すということをございます。4年前も相談窓口をつくりますというお話を伺いましたので、この4年間の間に必ずそういった人が現れたのかなというようなことも考えまして、町内全体の把握は無理といたしましても、4年間の間、こういった形での相談がありましたらお話をお聞きしたいと思うし、今後の対応と支援ですね、その内容をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（高橋丈一君）西森保健福祉課長。

保健福祉課長（西森政利君）市原議員にお答えします。高齢化が進んでいく中、介護の現場において8050問題に直面する機会が多くなり、これまでも10件以上のケースを対応し、現在でも数件のケースを継続して対応しております。

越知町での支援ですが、厚生労働省から令和3年度末までに、市町村にひきこもりプラットフォームの設置が要請されていましたが、平成30年の10月に機構改革を行いまして、介護保険を住民課から保健福祉課に移管したことにより、高齢者、障害者、母子保健、福祉の町の機関と社会福祉協議会、あったかふれあいセンターが保健福祉センターに集約されました。このことにより、必要に応じた情報共有、支援の検討を一元的に行うことができ、ひきこもりプラットフォームだけでなく、8050問題への対応ができるようになっております。各部門に相談窓口がありまして、その相談にひきこもりがあった場合、課内で共有し、各担当や社協などと連携し、本人、御家族への支援を実施していく体制を取っております。また、必要に応じて高知県精神保健福祉センター内にあります、ひきこもり地域支援センターに専門相談を行っております。

今後の対応ですが、ひきこもり状態にある方やその御家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えております。生きづらさや孤立を感じている方もいらっしゃると思います。そのような方や御家族には、時間をかけて寄り添う支援を行うことが必要と考えております。先ほども申し上げましたが、介護の事業所などからの連絡で発覚することが多く、地域包括支援センターが中心となって80代の方への支援を行い、50代の方への支援については、その経緯を勘案し、対応する部門が行うこととしております。その際、状況に応じて複数の部門が対応することもあります。

今後の課題といたしまして、いかに早く地域で困っている人に気づいていけるかということでもあります。子どもの頃からの障害などの場合は、子育て包括支援センターなどが気づき、支援を行うことができますが、青年期以降に就学、就職などで町外に出られ、学校や職場などで何らかの原因で実家に帰ってこられた場合など、行政の機関だけでは気づきづらい部分があります。家族や地域の皆さんから気軽に相談ができるように、啓発活動などを行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）市原静子議員。

6番（市原静子君）ありがとうございました。私がいつも心配していたこの4年間、全てをきちんと整えていって頑張ってくださっていることが分かりました。本当にありがとうございます。8050と初めて聞いたときにはびっくりしたんですけれども、本当にこの4年間、かなり越知町のその方たちの支援が本当に煮詰まってきたんだなと思いました。こんなにも国を挙げてそういった形で表に出しては来ていますけれども、ずっとずっと手前から、町の場合は、やはりお仕事してくださっているということも分かりました。本当にその福祉センターにまとまったことで、やっぱり皆さんとの情報共有、これがとても大事になってくると思いますので、本当にありがたいことです。そして、その介護の中で分かるということは、本当にまさにそのとおりでななと思いました。私も5年間のヘルパーの経験がありますので、やはりその中に家庭の中に入っていきますので、本当に分かる気がいたしました。これからはまず早く気づいてあげることが大事ですので、今後もよろしく願いをいたします。安心をいたしました。啓発という言葉が出ました。私も今回は4年後の、また、今日なぜ質問したのかということをちょっと一言と思ったんですけれども、やはり広報ですよね。広報やらそういったその支援をしているということに対しての、やはりちょっとの行でも啓発をしていただければ、それを目につく人というのはいるんですね。最近、昨日も女性の方が傍聴に来ていただいておりましたけれども、やはりあの年代、私らの年代の方は、本当に広報を見ているよという方が最近はとても増えてきているんですね。だから、そういったことで、近隣の関係のお付き合いで、やはり相談窓口のほうにこういう方がいるんですけれどもという感じで、これがかかるのではないかなとの思いで、今回も質問させていただきました。でも、本当に皆さんが力合わせて頑張って10件、あれからあったということは、すごく成果だと思っておりますので、今後もまたよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に入ります。高齢運転者標識であります。質問の通告でございますが、表示が努力義務とされている高齢運転者標識、もみじマークがある。もみじマークとは別に、デザインのマークを町独自に製作し、65歳以上の高齢者が運転する車両であることを周囲に示し、親しみを持ってもらえるような思いやりの運転の啓発をするべきと思う。町の考えはでございます。

まず、もみじマークですね、先日、私はいの町のニュードライバー学院の高齢者講習に行っていました。その標識が努力義務とされる高齢運転者標識、もみじマーク、そろそろ買ってつけないといけないのかなと自分自身が思ったところですが、やはり私の周り聞いてみますと、意外とこのもみじマークは女性の方は特に温かみのあるおしゃれでないイメージが強いということで、まだつけていないし、要らないという方、そういう方は結構いるんですよ。本当に高齢者というか80歳過ぎて90歳近くになって、やはりつけざるを得ないかなという感じじゃないとつけないとか、さまざまな意見が出ましたんですけれども、その中のお一人が私に、新聞をこれ読んでみてということで持ってきていただいたんです。その新聞を読みました。それまでは、私は誤解をしております、その表示ですけれども、表示が努力義務となっていること、そのほかの表示はつけてはいけないという思いが私自身の思い込みがありまして、でも、そうではないんだなということに気づかせていただいたわけです。その自分自身のその思い込みがぱっと消えたんですけれども、私は単純ですから。その新聞をちょっと読ませていただきます。これは、そういったものを利用している栃木県日光市なんですが、独自に製作した高齢ドライブマークです。このドライブマークは、車の窓の内側に吸盤で貼り付けて使う。じいちゃん・ばあちゃん運転者と書かれた本体のパネルと、日光市のキャラクター、※月光仮面が連結をし、車の動きに合わせて※月光仮面が左右に揺れると。その日光市の生活安全課は、予想以上に反響の大きかったため追加注文をし、担当者は親しみを持ってもらえるようデザインを工夫したそうです。また、愛用者の方に聞くと、表示する人が増えましたよと述べたそうでございます。このように新聞に載っております、あ、これは町独自でも作れるんだなということを知ったわけですが、またこれも間違いかも分かりませんが、日光市の※月光仮面なんです、そのキャラクターが。これもかわいいなとは思ったんですが、もっとすてきなと思ったのは、マスコットキャラクターのよコジロー君です。私は、このよコジロー君の大ファンなんです。だから、さまざまな越知町のバスもそうです、よコジローバス、そして50ccバイクのナンバープレートもそう、いろんな形でこのよコジロー君に活躍をしてもらいたいという思いがすごく強いわけです。議長にもこの前ちらっとお聞きしたときに、4月、横倉の博物館の駐車場の案内版ですか、その標識、そういったものによコジローをつけてほしいという思いを伝えようと思って、まず聞きましたら、もうできましたよ、と言われたものから、ああ、もうできた上に駄目かなと思って諦めました。次は、少しずつこのかわいいよコジローをどんどんと利用していただきたい、そのような思いであります。このよコジロー君は、絶対に嫌とは言わないと思いますので、だから、ぜひ、よコジロー君を活躍できる場所はしっかりと活躍していただきたいと思っていますところでございます。

※3-23に訂正発言あり

これは、担当するところなんです、町長に御意見をお聞きしたいと思います。

議長（高橋丈一君）小田町長。

町長（小田保行君）市原議員に御答弁申し上げます。日光市のこのドライブマーク、日光仮面ですね。（「すみません、そうですか」の声あり）今、高齢者向け標識というのが努力義務ということでもありますけれども、これをつけることによって、罰則規定もあるわけですね。つけておる車両に対して、ドライバーに対して、危険防止とかやむを得ない事情がある場合を除いて、危険運転、例えば幅寄せとかそういった行為をしたら、罰則規定がやった方には科せられるというのがあるので、ただの高齢ドライバーですよというだけでもみじマークをつけるということではなくて、その車に対して危険な運転をしたら、道路交通法によって処罰の対象になるよ。ですから、もみじマークも何十歳以上ですよということを表しているだけではなくて、そういった予防効果といいますか、そういうことでもあるようです。それで、この日光仮面のじいちゃん・ばあちゃんマークですけども、ちょっと検討させていただきたいと思うんですが、5年前、これ、2018年、平成29年に配布をしておるということで、千個作って、そのうちに500個、評判がいいんで500個追加したということですので、大体5年前ぐらいですか。一度だけ平成29年に作っているということなので、その後十分足りているのかどうか、その後作っていないということですので、そういったことも含めて、ちょっと調べさせていただいた上で、検討させていただきたいと思います。

要は、議員としたら、優しくしてくださいねと、私たちはおじいちゃん・おばあちゃんドライバーですと、そういう効果があるということですよ。（「そうです」の声あり）分かりました。ちょっと危機管理課に調べさせましたところ、その1, 500個作って、100万円もかかっていないようですね。そういうことまで調べさせていますけれども、ちょっと状況なんかも調べた上で、また検討したいと思いますが、要はつけていただくことが大事でありますので、ちょっと研究をさせていただきたいと思います。以上です。

議長（高橋丈一君）市原静子議員。

6番（市原静子君）ありがとうございました。調べていただいて、※日光仮面でございました。私は月光仮面、月光仮面とばかり思っておりました。本当にそのマークは、マークを製作するように予算もかかりますし、大変なことではあると思っておりました。それと、やはり運転をしていると、後ろの方とか思いやりの運転の啓発、これを推進することができるんじゃないかなということなんですよね。そのマークがあることによって、ああ、これは高齢者の方が運転しているんだなという、その啓発にもなるかなという思いで越知町にも提案として出したら、考えていただけるかなとの思いでしました。本当にこれからもよコジローのスターがおりますので、家族の一員でもありますので、大事にし

ていろんなところで活躍をしてもらうように私も気をつけて女性の視点でしっかりと頑張っまいりますので、よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。(拍手)

議 長(高橋丈一君)以上で、市原静子議員の一般質問を終わります。

本定例会に通告のあった一般質問は全て終了しました。

お諮りします。これより11時5分まで休憩したいと思いますが、御異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)御異議なしと認めます。それでは、11時5分まで休憩します。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時05分

議 案 質 疑

議 長(高橋丈一君)再開します。日程第2 議案質疑を行います。承認第2号から第5号、報告第1号から第3号、議案第27号から第34号までの15件を一括して質疑を行います。質疑はありませんか。4番、森下安志議員。

4 番(森下安志君)議案第32号の令和5年度越知町一般会計補正予算について、事項別明細書で一補事9ページ、2款1項4目の企画振興費の17節、備品購入費に草刈機、カッコして1台だと思ふんですけど、148万8千円。これの草刈機の種類と、どこで使われるかのかをお聞きしたいです。

議 長(高橋丈一君)國貞企画課長。

企画課長(國貞満君)森下議員お答えいたします。この草刈機の種類はラジコン式の草刈機です。今考えていますのは、これは県の補助もありまして、実験的な使い方になりますが、野老山の集落支援員のほうで、野老山地区の共同でいろいろ、花桃のお世話であるとか、耕作放棄地のお世話であるとか、みんなで寄り合っやっているとところの草刈を実験的にこのラジコン草刈機でやってみたいと考えております。以上です。

議 長(高橋丈一君)4番、森下安志議員。

4 番（森下安志君）その草刈機をよその地区がちょっと借りたいてことは可能なんですか。

議長（高橋丈一君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）この草刈機ですが、空いているときであれば、よそへ貸すことも可能です。またこれをやってみまして、どういう成果がみれるかっていうのをやっていきたいと思います。以上です。

議長（高橋丈一君）9番、岡林学議員。

9 番（岡林学君）まずそこのですね、一補事9ページですけれども、2款1項4目、企画振興費12節、委託料の越知町特別番組制作という項目がありますが、これはどういうふうな内容を予定しておりますか。

議長（高橋丈一君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）越知町特別番組制作につきましては、約30年前に、高知市の植物の先生の恒石先生という方を、ガイド役に仕立てて、横倉山の植物を中心にリポーターの女性を案内していくという番組を作っておりました。最近ちょうどこの「らんまん」の時期に、この録画を見なおしてみましたら、大変貴重なビデオを作成をしたんだなと実感するような植物を扱ったビデオでした。改めてこういうものを残さないといけないと感じたんですが、しかしこれは30年前のもので画質が悪くて、古い、懐かしいビデオを見ているというような感じは否めませんでした。現在は8Kとか言われている時代ですので、8Kまでは無理でも、今の技術でできるドローンなんかも導入して、今の技術を駆使した横倉山の四季折々の画像を残していきたいと思って、予算を計上させていただいております。以上です。

議長（高橋丈一君）3番、箭野久美議員。

3 番（箭野久美君）関連です。この費用は繰越明許費になっていると思いますが、完了予定はいつを考えておりますか。

議長（高橋丈一君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）この番組制作は、この補正を認めていただいた後で、夏から秋、冬と1年を通して、撮影していきたいと考えているため、来年の春、今頃の完成を予定しておりますので、繰越明許費をあげさせていただいております。以上です。

議長（高橋丈一君）8番、武智龍議員。

8 番（武智龍君）同じ予算で一補事9ページ、2款1項4目の11節、12節も関連しますが、中間管理住宅のことについてお尋ねをいたします。財源の説明があって一補事5ページの国の補助金かな。14款2項4目2節、空き家対策総合支援事業補助金466万8千円というのは説

明があったと思いますが、これ、どうも上を設計費と委託料と足したら、その2分の1にあたるかなと思うんですが、あとの2分の1は
どういうふうな割合になっていますか。これについては2点聞きたいと思います。

議長（高橋丈一君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）武智議員にお答えいたします。2分の1は、国の補助金を充てまして、残り2分の1に対して75%の過疎債を充当します。
残る25%が一般財源となります。以上でございます。

議長（高橋丈一君）8番、武智龍議員。

8番（武智龍君）有利な財源と国の補助金2分の1、過疎債が75%これまた充当されるということで非常に町の負担の少ない事業だと思いま
すが、中間管理住宅というのは10年間町が借りて、借主に10年後に返すという基本的なあれで、継続してもよろしいと、というような仕組
みだと思うんですけど。これは前に大原企画課長の時に、空き家バンクから、こっちに切り替えると、切り換えるというかこっちの方が魅力
的だというふうな話もあったんですけど。今後、優良な空き家の確保が課題にはなりますが、継続してやるべきだと私は思うんですけど、町
長にお伺いしますけど、1戸あったり、なかったりでは、効果も見えないので、ありさえすれば、これぐらいやりたいというような考えがある
かどうかをお伺いします。

議長（高橋丈一君）小田町長。

町長（小田保行君）武智議員にご答弁申し上げます。戸数については、何戸やりたいとかっていうのは今のところないんですが、今これも中間管
理住宅も要件があります。その要件にはまる物件として今、1棟だけありますので、そういった状況も踏まえながら、できるだけ、この制度
が利用できればとは思っています。以上です。

議長（高橋丈一君）6番、市原静子議員。

6番（市原静子君）一補事18ページをお願いします。9款1項2目、教育費10節、需用費、20万6千円でございますが、内容の説明をお
願いします。

議長（高橋丈一君）大原教育次長。

教育次長（大原範朗君）市原議員にお答えします。これにつきましては3月議会で市原議員からご質問をいただきました、冷却タオルの予算となって
おります。内容は、単価税込440円の233人分、これ小学生154人、中学生76人、予備が3人分で233人分で、あと1人に2枚配

布する予定の金額となっております。以上です。

議長（高橋丈一君）2番、上岡千世子議員。

2番（上岡千世子君）一補事18ページの9款1項4目18節の学力向上対策補助金というのがありますが、前にひょっとして説明を受けているかもしれませんがけれども、どういうふうなものかお聞きしたいです。

議長（高橋丈一君）大原教育次長。

教育次長（大原 範朗 君）上岡議員にお答えします。学力向上対策補助金につきましては、小学校の教員が研修を受けるための補助金になっております。内容については、8月に東京へ3名、新たな学び方研究開発ネットワークに参加するため、それと10月に神奈川県の方へ3名、これ長沢中学校、先進地になりますが、こちらの研究発表会に参加する旅費の補助金となっております。以上です。

議長（高橋丈一君）8番、武智龍議員。

8番（武智 龍 君）同じ補正予算で、一補事14ページ、4款1項6目14節、飲料水供給施設の工事請負費に谷ノ内の工事費が出ております。これは昨日岡林学議員からも課題が提案されたわけですが、こういう谷ノ内の集落も、幹線道路から離れた家があったりして、加入がうまくいっているかどうかと、加入の見込みについて、加入されていないところはないのか。そういう準備が整っているかどうかをお伺いします。

議長（高橋丈一君）箭野環境水道課長。

環境水道課長（箭野 敬祐 君）武智議員にお答えします。この谷ノ内については、西地区、東地区別々の水源で施設を有しており、東地区は取水施設までの道は険しく、施設の維持管理に苦慮する状況が続いていたため、谷ノ内全体の問題として要望がありました。問題を解決するため地区全体で何度か協議をした結果、西地区と東地区は地形的に高低差も少なく、統合が可能であったため比較的新しい西地区の施設を統合し、問題を解決することとなりました。今回離れている地区につきましても、要望を行う際に、その地区に応じた対応、地元の方と協議をしまして、問題解決に努めて参りたいと思います。以上です。

議長（高橋丈一君）1番、小田壮一議員。

1番（小田 壮一 君）一補事14ページ、4款1項5目、環境衛生費12節と14節です。10区児童公園トイレの新築工事管理業務についてですが、業務内容と、委託は同じ工事請負業者にしたのか。それと、本来この委託したものというのは、施主としてやるべきものを委託したのか。それをお聞きします。

議長（高橋丈一君） 箭野環境水道課長。

環境水道課長（箭野 敬祐 君） 小田壮一議員にお答えします。10区児童公園トイレ新築工事管理業務につきましては、この工事全体の管理を行っていただくという内容のものになっております。またこの管理業務につきましては工事業者とは別の事業者となっております。以上です。

議長（高橋丈一君） 9番、岡林学議員。

9番（岡林 学 君） 一補事17ページをお願いいたします。地方道路整備交付金事業費です。この7款2項3目16節、公有財産購入費、町道用地費等、その下の21節補償、補填及び賠償金、この2つについて内容説明をお願いします。

議長（高橋丈一君） 岡田建設課長。

建設課長（岡田 孝司 君） 岡林議員にお答えします。こちらの、公有財産購入費と、補償、補填及び賠償金につきましては、町道南裏街2号線といいまして、場所はローソン前から前のおち小屋から、町民会館に向かう道の道路改良に伴うものとなっております。財産購入費につきましては、対象者は3名、補償、補填及び賠償費につきましては、対象者は6名となっております。以上でございます。

議長（高橋丈一君） 他に質疑はありませんか。はい。1番、小田壮一議員。

1番（小田 壮一 君） 一補事17ページ、7款2項4目、橋梁等老朽化対策事業費、12節委託料、橋梁点検1900万円、これはどこどこかを教えていただきたいです。

議長（高橋丈一君） 岡田建設課長。

建設課長（岡田 孝司 君） 小田壮一議員にお答えします。橋梁点検につきましては、これは平成26年度より5年に一度点検することになっておりまして、今回はその2巡目でして、点検数は、全橋梁の142あるうち45橋を予定しております。件数はそれぐらいなりますが、場所について詳細は、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）すみません。

議長（高橋丈一君） 10番、山橋正男議員。

10番（山 橋 正 男 君） 議案第31号 越知町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての質問でございます。現在15歳までとしている子どもの医療費無償化を18歳まで引き上げる子育て支援策でございますが、私はこの議案に賛成でございます。この医療費無償化を18歳まで引き上げることについては、市原議員が3年間も保護者等との期待にこたえるために一般質問をし、この3月議会で執行者も決断をしまして、今回条例を改正する議案となったわけでございます。さて今回条例が改正され、採択された場合でございますけど、15

歳から18歳までの引き上げになれば、対象者は何人おるか、御答弁を願います。

議長（高橋丈一君）小松住民課長。

住民課長（小松大幸君）山橋議員に御答弁申し上げます。この福祉医療の乳幼児ですが、18歳まで引き上げた場合ですが、対象は予算では100名を計上しております。ただ、16歳から18歳までの越知町の人口ですが106名おります。医療費の助成につきましては、この乳幼児の福祉医療をより優先する医療制度もあります。その制度を利用する方を除きましてあと転入等もかんがみまして、100名分を予算に計上しております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）今回の補正でございますけど、町道等拡幅、改修費につきまして、いわゆる投資的な経費でございますけど、相当なる金額、約3億円近くも計上されておるわけでございます。現在本町の請負業者にお話を聞きますと仕事がもうないない、なげいているような状態でございますけど、今回補正予算が可決された場合は、速やかに早急なる入札等をお願いしたいわけでございますけど、町長、答弁を願います。

議長（高橋丈一君）小田町長。

町長（小田保行君）山橋議員に御答弁申し上げます。速やかに発注をして入札をすると、いうふうに、急がしたいと思います。

議長（高橋丈一君）武智龍議員。

8番（武智龍君）補正予算の一補事15ページ、5款2項2目、林業振興費の17節、備品購入費にチェーンソーというのがありますが、役場の備品になるチェーンソーで林業振興するとなるとチェーンソー1台で何をするかと思いますけど、これはどういう目的で使うんですか。

議長（高橋丈一君）岡田建設課長。

建設課長（岡田孝司君）武智議員にお答えします。こちらにつきましては、作業班へのチェーンソー購入費となっております。大雪の時の木の垂れ下がりがあった時に、木の垂れ下がりに対応するためのチェーンソーを今回購入する予定であります。（「林業振興かと思うた」の声あり）すみません。そういうふうになっていますので、よろしく申し上げます。

議長（高橋丈一君）他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討 論・採 決

議 長（高 橋 丈 一 君）日程第3、討論採決を行います。

承認第2号 専決処分（第1号）の報告承認について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は承認されました。

承認第3号 専決処分（第2号）の報告承認について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は承認されました。

承認第4号 専決処分（第3号）の報告承認について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は承認されました。

承認第5号 専決処分（第4号）の報告承認について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は承認されました。

議案第27号 越知町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第28号 越知町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第29号 越知町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願

います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第30号 越知町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第31号 越知町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第32号 令和5年度越知町一般会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第33号 令和5年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第34号 令和5年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。以上をもちまして、本定例会に執行部から上程された議案はすべて終了しました。

発 議

議 長（高橋丈一君）日程第4 発議第5号 核兵器廃絶のため、日本政府の積極的役割を求める意見書の議案が、お手元に配付のとおり、6番、市原静子議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して提出されておりますので、本案を議題とします。提出者の説明は、案を配付しておりますので、省略することに御異議ありませんか。御異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありませんか。10番、山橋正男議員。

10番(山橋正男君)提出者に質問をします。現在、ロシアがウクライナに侵攻している状態でございます。専門家によりますと、ロシアはいざとなると、この侵攻について、核使用もあるとの話もございます。またロシアは、今年でございますけど、アメリカとの不拡散条約も一方的に破棄したとの報道がありました。現在世界では、ロシア、アメリカが核弾頭を9割保持しているとの話もあります。現在、核保有国はどこの国が保持しているのか、御答弁を願います。

議長(高橋丈一君)6番、市原静子議員。前に来て答弁をお願いします。

6番(市原静子君)お答えします。核兵器保有国は、2019年末に8カ国が公表されております。中国、フランス、ロシア、イギリス、アメリカ、インド、パキスタン、北朝鮮以上でございます。

議長(高橋丈一君)提出者に対する質疑はありませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論はありませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議員派遣

議長(高橋丈一君)日程第5 議員派遣を議題とします。

議員派遣は、配付しました議員派遣計画表のとおりとすることに、御異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)御異議なしと認めます。よって、議員派遣は、配付のとおりと決定いたしました。

委員会の閉会中の継続調査

議長(高橋丈一君)日程第6 委員会の閉会中の継続調査を議題とします。

各常任委員長及び議会運営院長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)御異議なしと認めます。従って、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了しました。それでは、町長から一言お願いします。

町 長（小 田 保 行 君）閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。熱心な御審議のうえ、今議会で提案させていただきました付議事件、全て適切な御決定を賜りました。誠にありがとうございます。令和5年度も始まったばかりではありますが、本年度も議員の皆さま方にはいろんな意味で、御意見、御指導をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議 長（高 橋 丈 一 君）これにて令和5年第2回越知町議会定例会を閉会します。どうも御苦労さまでした。

閉 会 午前11時39分

上記の会議録の次第は議会事務局職員の記載したもので、その正確であることを証明するためにここに署名する。

越知町議会議長

越知町議会議員

越知町議会議員